

申告フローチャート

スタート

所得税の確定申告をされますか？

はい

市県民税の申告は不要です

確定申告した場合、申告情報が国税庁より市区町村へ提供されるため、市民税・県民税の申告は必要ありません。

いいえ

このような方は確定申告が必要です

- 源泉所得税の還付を受ける方
- 合計所得から所得控除を差し引いて、残額がある(所得税がかかる)方のうち、以下に当たる方
 - 自営業者の方
 - 給与以外の所得が20万円を超える方
 - 給与を2か所以上から受けている場合に、年末調整をされなかった給与所得と、その他所得(給与・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

など

令和7年1月1日現在、鶴岡市に住所がありましたか？

いいえ

鶴岡市への市県民税の申告は不要です

申告については、令和7年1月1日現在に住所があった市区町村へご相談ください。

はい

令和6年中に収入がありましたか？

非課税所得(障害年金・遺族年金等)のみの方は、いいえに進んでください。

いいえ

鶴岡市内在住の親族が、年末調整や確定申告、市県民税申告で、あなたを扶養親族として申告していますか？

はい

市県民税の申告は不要です

いいえ

市県民税の申告は不要です

児童手当等、行政・福祉サービスを受ける際には申告が必要になる場合があります。

はい

申告フローチャート(続き)へ進む

申告フローチャート(続き)

給与・公的年金以外の所得(営業・農業・不動産・個人年金・譲渡所得等)がありましたか？

いいえ

はい

どのような給与・公的年金がありましたか？

公的年金のみ

給与と公的年金の両方

給与のみ

公的年金の収入が次の額を超えますか？

- 65歳以上(昭35.1.1以前生)の方 →149万円
- 65歳未満(昭35.1.2以後生)の方 →99万円

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合

はい

勤務先から鶴岡市役所に、年末調整済みの給与支払報告書が提出されていますか？

いいえ

はい

医療費控除、社会保険料控除等、新たに控除を追加しますか？

はい

いいえ

いいえ

市県民税の申告は**不要**です

市県民税の申告が**必要**です

- 地方税法により、給与と公的年金以外の収入がある方には、申告義務があります。
- 申告して控除を追加することで、税額が低くなる場合があります。
- 期限内に申告をしない場合、税制上の不利益が生じることがあります。

こちらのフローチャートは一般的な事例です。当てはまらない事例もありますので、ご不明な点がございましたら鶴岡市役所 課税課へお問い合わせください。